

ソフトウェア利用規約（サブスクリプション）

本ソフトウェア利用規約(以下「本利用規約」といいます)は、株式会社アライズソリューション(以下「当社」といいます)がお客様(個人・法人を問いません)に対しソフトウェア製品を非独占的に使用する権利を1年間に限定して提供する(以下「サブスクリプション」といいます)場合に適用します。

第1条 (定義)

1. 本ソフトウェア
当社がお客様に対しサブスクリプション利用を許諾するソフトウェアプログラムおよび関連するドキュメント・付属品一式を示します。
2. サブスクリプションライセンスの形態
本ソフトウェアの認証には、インターネットが必須です。また、ライセンスの形態としてスタンダードプランとフローティングプランがあります。

第2条 (使用許諾)

1. 本ソフトウェアはサブスクリプションお申込者の所属する法人・団体に所属するお客様(以下「お客様」といいます)が、使用を許諾されたライセンス数を上限として使用することができます。
2. スタンダードプラン
 - (1) 1ライセンスにつき、ご契約いただいた事業所内の2台までのコンピューターにソフトウェアをインストールし利用することができます。原則として、インストールしているコンピューターを変更することはできません。また、ライセンス数を超過して同時に利用することはできません。
 - (2) ご契約いただいた事業所に所属するお客様ご自身が使用される場合は、ポータブルコンピューターによる社外持ち出しや自宅でのご利用も許諾いたします。
 - (3) 一度登録したコンピューターは原則変更できませんが、コンピューターの故障や買い替え等のやむを得ない理由で登録されているコンピューターを変更する場合は、弊社サポート窓口へ変更理由と共に申請していただくことで、登録の変更を行うことができます。尚、お電話以外で申請の場合、弊社より折り返し確認の連絡をさせていただきます場合があります。
3. フローティングプランは、ライセンスの本数を超過するコンピューターにソフトウェアをインストールすることができます。同時に利用する数が購入ライセンス数を超えない限り、自由に利用することができます。フローティングプランにおいては、1つのライセンスを離れた事業所間で共有することも可能です。
4. 本ソフトウェアは、お客様自身もしくはその管理下にある第三者が、お客様自身の業務上の目的においてのみ使用することができます。
5. 本ソフトウェアの使用許諾は「ソフトウェア使用許諾契約書」の定めではなく本規約の定めを優先します。

第3条 (サブスクリプション)

1. サブスクリプション利用申し込み
お客様は本利用規約および「ソフトウェア使用許諾契約書」をご確認いただき、同意の上で「サブスクリプション申込書」により、当社に対して利用の申し込みをしていただきます。
2. サブスクリプションによる契約の成立
当社が「サブスクリプション申込書」による契約のお申し込みの確認ができたことをもって契約が成立したものといたします。

3. サブスクリプションの途中解約
お客様の都合により契約期間内に契約を解除する場合、既に支払われた利用料金の返却は行わないものとします。
4. 販売取次店経由での契約
お客様が販売取次店経由で契約の申し込みを行った場合、契約の成立・解除については当社と販売取次店とで別途定めるものとします。

第4条 (契約期間)

1. 契約期間は、当社ライセンスサーバーにライセンスの登録を行った日の翌月1日から1年間とします。
2. サブスクリプションの継続は、契約期間内あるいは満了後1年以内に第3条に基づき、再度「サブスクリプション申込書」による契約の継続のお申し込みを行っていただけます。
3. 契約期間が終了した場合、お客様は遅滞なく本ソフトウェアを全てのインストールしたコンピューターから削除しなければなりません。

第5条 (料金)

1. 料金は当社が別に定める「サブスクリプション価格表」に従います。「サブスクリプション価格表」は予告なく変更する場合があります。
2. 別途に継続料金を定めている場合、初回契約から期間を連続してサブスクリプション契約している場合に限り、継続料金を適用いたします。
3. 契約期間に1年を超える空白期間がある場合は、再度サブスクリプション新規ライセンス料金をお支払いいただきます。

第6条 (保証範囲)

1. お客様は契約期間中、契約したソフトウェアの最新版およびその後継製品を使用する権利があります。
2. 契約期間中に本ソフトウェアのサブスクリプション価格が改訂された場合も追加で料金をいただくことはありません。

第7条 (契約の解除)

1. お客様が本利用規約および「ソフトウェア使用許諾契約書」に違反した場合、当社はこのサブスクリプション契約を解除することができます。その場合お客様は、直ちに本ソフトウェアを全てのインストールしたコンピューターから削除していただくものとし、以後本ソフトウェアを使用できません。
2. 上記の場合、既に支払われた料金の返却は行わないものとします。

第8条 (協議)

本利用規約に関し規定のない事項または疑義を生じた場合は、お客様と当社の間で誠意をもって協議しこれを解決するものとします。

第9条 (裁判管轄)

本利用規約に関する紛争については、広島地方裁判所を所轄裁判所とします。

株式会社アライズソリューション

(旧社名:株式会社アラタニ電算センター)

〒730-0833 広島市中区江波本町4-22 Tel.082-293-1231 Fax.082-292-0752

URL <http://www.aec-soft.co.jp> Mail info@aec-soft.co.jp